臼木　秀剛	臼木ひでたけ後援会	主たる事務所の所在地	北海道札幌市中央区北五条西六丁目一―一一六―	八、	四、二〇
枝野　幸男	アッチェル・えだの幸男と21世紀をつくる会	主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町一―一一六―	八、	四、　一
遠藤奈央子	こどもを社会で育てる会	主たる事務所の所在地	東京都新宿区四谷二―二―二	八、	五、一五
大串　博志	大串博志後援会	主たる事務所の所在地	佐賀県小城市三日月町長神田一八〇七―三	八、	四、　一
小里　泰弘	全国泰山会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	八、	三、一六
尾身　朝子	朝風会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	八、	二、　九
金子　道仁	金子みちひと後援会	主たる事務所の所在地	兵庫県川辺郡猪名川町広根野尻二四―三	八、	五、二三
木原功仁哉	木原くにや後援会	公職の種類	神戸市議会議員	七、	一二、三一
須藤　元気	WE　ARE　ALL　ONE	主たる事務所の所在地	東京都江東区東陽五―二六―六	八、	四、一五
原田　直樹	原田直樹後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	八、	四、一〇
平木　大作	平木だいさく後援会	主たる事務所の所在地	千葉県市川市市川南三―一二	八、	三、　一
森　裕子	YMF経済研究会	主たる事務所の所在地	千葉県安房郡鋸南町保田一三二二	八、	三、二〇

○総務省告示第三百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年九月一日

総務大臣　林　芳正

㈠　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
松本　剛明	松本たけあき後援会	（令和）八、一、二三

㈡　法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
阿部　恭久	阿部恭久事務所	（令和）八、四、二四
佐藤　茂樹	友樹会	七、一二、三一
吉川　有美	吉川ゆうみを育てる会	七、七、二九

○防衛省告示第二百二十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和八年八月二十八日次のとおり決定された。

令和八年九月一日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	土地：約七、二〇〇平方メートル 水域：約三六、〇〇〇平方メートル 工作物：岸壁 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年九月十一日から同月十六日までの間
四〇八三	川上弾薬庫	東広島市	国有	土地：約二七、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年九月二日から同月十一日までの間
四〇八四	広弾薬庫	呉市	国有	土地：約二六、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年九月二日から同月十一日までの間
六〇四三	キャンプ桑江	沖縄県中頭郡北谷町	国有 民有	土地：約六〇平方メートル 土地：約一、七〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年八月二十九日から同年九月十日までの間
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	沖縄県中頭郡北谷町	国有 民有 国有	土地：約三八〇平方メートル 土地：約五、三〇〇平方メートル 建物：約一、一〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年八月二十九日から同年九月十日までの間
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有 公有 民有	土地：約五四〇平方メートル 土地：約五〇平方メートル 土地：約一三、〇〇〇平方メートル 進入路：整備に係る調査のため共同使用する。 使用期間：調査終了の日まで
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有 公有 民有 国有	土地：約四〇〇平方メートル 土地：約三五〇平方メートル 土地：約二、三〇〇平方メートル 建物：約六、九〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年八月二十九日から同年九月十日までの間
六〇六四	那覇港湾施設	那覇市	国有 民有	土地：約九〇平方メートル 土地：約一、四〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年八月二十九日から同年九月二九日までの間